

2. 令和3年度運営方針

図書館の役割は、多様な資料や情報を収集・保存、提供することにより、市民の日常生活の中で生じる様々な課題や問題の解決を支援し、その結果市民一人ひとりの自立性を高めることにあります。

そのような役割を果たすべく、常に新鮮な情報を保つための蔵書の更新や、司書の専門性を生かした読書支援と課題解決に向けたレファレンス（相談・調査）サービスの体制充実に努め、市民一人ひとりが生きがいや心の豊かさを生み出せるように努めます。

昨年度、新型コロナウイルス対策として導入した電子図書館においては、図書館利用に何らかの障害のある人たちへの更なる利用促進に努め、小中学校の児童生徒への普及にも力を注ぎます。その一方で、幼稚園・保育所・こども園等の子どもたちへは紙の絵本を中心とした巡回文庫等で読書機会を提供します。

蔵書整備については、電子書籍と紙の本とのバランスを図りながらそれぞれの特性を生かした蔵書を構築していきます。

また、地域で活躍されている方々の学習成果発表の場や情報発信の拠点として図書館を利用いただき、本を介して人と人とがつながる仕組みづくりを行います。

【目 標】

- (1) 「本との出会い・人との出会い」を大切にし、市民の読書活動や学習を支えます
- (2) 地域の情報館として市民の生活や仕事、まちづくりに役立つサービスを実施します
- (3) 子どもたちが読書に親しむための環境づくりを推進します
- (4) 図書館利用が困難な市民に、利用しやすい環境づくりを推進します
- (5) 市民との協働を推進し、社会教育の成果発表の機会・場を提供します
- (6) 図書館司書の専門性を発揮し、必要な資料や情報を提供します

【重点施策】

- (1) 非来館型サービスの推進
 - ① 電子図書館サービスの利用促進
 - ② 郵送貸出サービスの利用促進
 - ③ オンラインや動画での図書館案内
- (2) 蔵書整備の推進
 - ① 適切な蔵書管理ならびに除籍図書の有効活用
 - ② 紙の本と電子書籍の特性を生かした蔵書構築
- (3) 子ども読書活動の推進
 - ① 保育所・幼稚園・認定こども園・学校等関係機関との連携の強化・拡充
 - ② 移動図書館車(ぶっくる号)による巡回文庫の充実
- (4) 地域の拠点となる図書館づくりの実践
市民の活動の場や情報発信の拠点としての図書館利用促進